

**雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する
パブリックコメントについて**

平成31年2月22日
厚生労働省職業安定局総務課

この度、厚生労働省では、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）等の一部改正を予定しております。

つきましては、本件に関し、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案（別紙）について、下記のとおり御意見の募集を行います。御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 御意見募集期間
平成31年2月22日（金）～平成31年3月23日（土）（必着）
 2. 御意見募集対象
雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案（別紙）
 3. 資料の入手方法
電子政府の総合窓口e-Gov（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載いたします。
 4. 御意見の提出方法
御意見には理由を付して、「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見」と明記の上、次に掲げるいずれかの方法で提出してください（様式は自由。ただし、御意見は日本語に限ります。）。
- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。
- ファクシミリの場合
ファクシミリ番号：03-3502-2606
厚生労働省職業安定局総務課 宛
※電話による御意見の受付は致しかねますので、御了承ください。
- 郵送の場合
下記住所に上記募集期間内必着にてお送りください。
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省職業安定局総務課 宛

4. 御意見提出上の注意点

御意見書には、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）をご記入ください。提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のため利用します。また、お寄せいただいた内容については、氏名（法人名）・住所（所在地）・連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

また、提出していただく御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。